

日程	内容及び担当	根拠法等
6月30日まで	[法] 市へ財務諸表等、業務実績等報告書提出 [法] 業務実績等報告書公表	法第28条第2項 //
業務実績等報告書受領後	[市] 業務実績報告書を評価委員に送付、各委員に評価依頼 [市] 法人への聴取、財務諸表等の承認	
①評価委員会(8月5日)	[法] 令和7年度の運営状況、業務実績等報告書の説明 [市] 委員会評価及び市の評価(案)の説明 [評] 評価委員会による審議、評価の確定	
－ 評価委員会後	[市] 年度評価(案)、評価委員会意見書(案)の作成	
②評価委員会(9月30日)	[市] 第1回の意見を反映した年度評価(案)の提示 [評] 意見書の確定	
－ 評価委員会後	[市] 年度評価の決定 [市] 年度評価を法人に通知、評価の公表(市ホームページ)	法第28条第5項
市議会12月定例会	[市] 年度評価を市議会に報告	法第28号第5項
※随時	※必要に応じて協議	

1

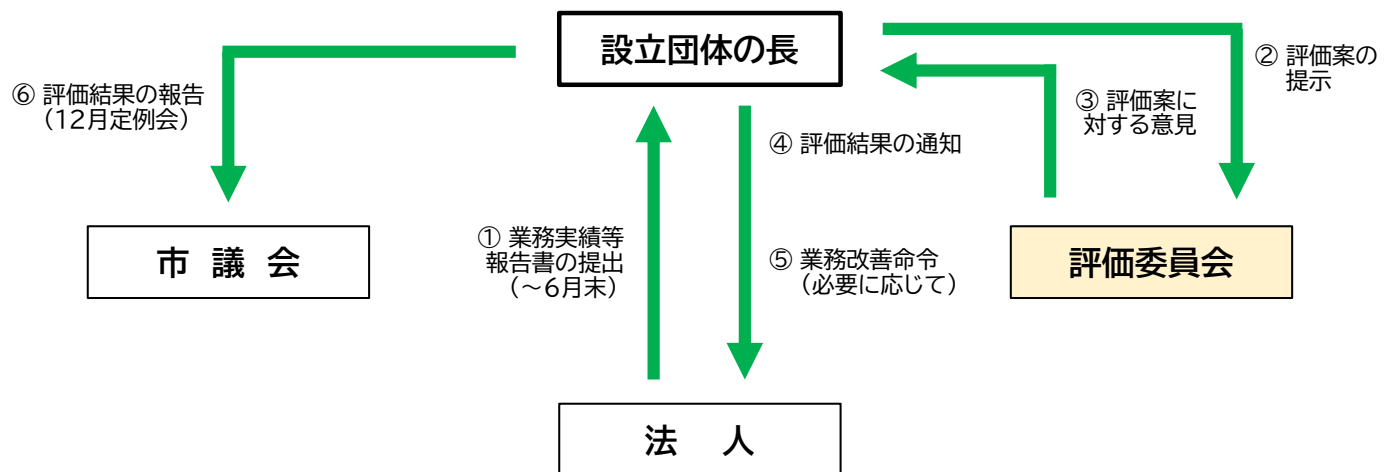
各年度に実施する業務実績評価

第1期中期目標期間：令和7年度から令和11年度(5年間)

計画期間	年度	評価内容
第1期	令和 7年度	－
	令和 8年度	令和 7年度(第1事業年度)年度評価
	令和 9年度	令和 8年度(第2事業年度)年度評価
	令和10年度	令和 9年度(第3事業年度)年度評価
	令和11年度	令和10年度(第4事業年度)年度評価 ★第1期中期目標期間見込評価
第2期	令和12年度	令和11年度(第5事業年度)年度評価 ★第1期中期目標期間評価

2

業務実績評価 ※毎事業年度終了後に実施



※ 業務実績評価に係る評価委員会の関与については、中期目標期間見込評価についてのみ地独法で規定されているが、透明性確保等の観点から、年度評価・中期目標期間評価についても同様に評価委員会に意見を聴取する。